

内閣参質一九三第六六号

平成二十九年四月十一日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出日本政府専用機に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの期間において政府専用機に搭乗した者のうち国家公務員（外交用務上の必要に応じて同行するその配偶者及び外国政府職員を含む。）及び報道各社の同行記者を除く者（以下「国家公務員等を除く者」という。）については、膨大な作業を要することから、その全てをお示しすることは困難である。

その上で、お尋ねの四件の渡米において、政府専用機に搭乗した者のうち国家公務員等を除く者は、平成二十五年二月二十一日出発の渡米で医師一名、平成二十七年四月二十六日出発の渡米で医師一名及び通訳者三名、平成二十八年三月三十日出発の渡米で医師一名、平成二十八年十二月二十六日出発の渡米で医師一名及び通訳者一名であり、健康管理のため内閣総理大臣に随行する医療機関の医師及び会議等に必要な民間通訳会社の通訳者が搭乗したものである。

